食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械包装機械及び荷造機械	個装・内装機械外装・荷造機械	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十四）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌五日月
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十四）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌五日月	
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十四）	二部	十翌五日月	経済産業大臣		
事務用機械	電子式卓上計算機	デジタル機フルカラー機	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十六）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌五日月
	謄写機（謄写版を除く。）		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十六）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌五日月	
	複写機（ジアゾ式等を除く。）		経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十六）	二部	十翌五日月	経済産業大臣		
	事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機）		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十七）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌五日月
	金銭登録機		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十七）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌五日月	
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン工業用ミシン	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十七）	二部	十翌五日月	経済産業大臣		
	繊維機械		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十七）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌五日月
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十七）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌五日月	
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機	エアコンディショナ冷凍・冷蔵ショーケースフリーザ（業務用冷凍庫を含む。）	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十八）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌五日月
	冷凍機応用製品	除湿機製氷機チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。）	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十八）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌五日月	
	冷凍機及び冷凍機応用製品の補器	冷凍・冷蔵ユニット	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十八）	二部	十翌五日月	経済産業大臣		
	冷凍・空調用冷却塔		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十九）	二部	十翌月日	経済産業局長		十翌五日月
業務用サービス機器	自動販売機		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十九）	二部	十翌月日	都道府県知事	十翌五日月	
	自動改札機・自動入場機		経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十九）	二部	十翌五日月	経済産業大臣		
	業務用洗濯機								
	自動車用洗浄機器								